

第1部 土砂等の埋立て等を実施される方へ

産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例（以下「条例」という。）の「土砂等の不適正な処理の防止」（第3章）の規定に基づき、土砂等の埋立て等に対する規制が平成21年4月1日より施行されます。

I. 土砂等の埋立て等を行う場合の留意事項

1 土砂等の埋立て等に対する規制の内容

「土砂等の埋立て等」とは、土砂等による土地の埋立て、盛土その他土地へのたい積を行う行為をいい、公共事業や宅地等の造成工事における盛土等、建設残土の一時仮置き、砂利採取後の埋め戻し、農地の嵩上げなどの行為を含みます。

「土砂等の埋立て等」を行う場合には、土壌基準に適合しない土砂等を使用して埋立て等を行うことが禁止され、また、土砂等の埋立て等に使用された土砂等が崩落し、飛散し又は流出しないよう必要な対策を行うことが義務づけられています。

2 特定事業の許可

土砂等の埋立て等のうち、埋立て等をする区域以外の場所から採取された土砂等で埋立て等を行う事業であって、その区域の面積が3,000㎡以上のものを、条例では「特定事業」として、あらかじめ知事の許可が必要な行為としています。

特定事業のうち、他の場所への搬出を目的として1年未満の期間において土砂等のたい積を行う特定事業（仮置き場等）についても、一時たい積事業として、知事の許可が必要となります。

※ なお、土砂等の埋立て等に該当しない行為、特定事業の許可を受ける必要のない特定事業もありますので、該当するかどうかについて疑義のある方は、あらかじめ、お問い合わせください。

II. 特定事業の許可申請を行う場合の留意事項

1 申請者（特定事業を行う者）について

「特定事業を行う者」とは、継続性を持った土砂等の埋立て等の行為を施工、管理する者であり、土砂等の埋立て等を主体的に推進する者が申請者となります。

なお、開発行為等に係る特定事業で、施工業者（請負業者）が当該工事を施工、管理する場合は、施工業者が申請者となることができます。

2 申請に必要な事項について

(1) 申請に必要な書類（次ページの一覧表参照）

特定事業又は一時たい積事業の許可申請に必要な書類（P2～3）を「II. 特定事業許可申請書記載要領について」（P12～17）、「III. 一時たい積事業許可申請書記載要領について」（P18～22）により作成してください。

○ 許可申請に必要な書類一覧（一時的積事業を除く特定事業）

（条：産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例、規：同条例施行規則）

事	項	備考	
1	目次		1
2	特定事業許可申請書…規則 別記第5号様式※①～⑫は必要記載事項	規 11-1	2
	《和歌山県収入証紙》	条 37	
①	氏名（法人にあっては、名称及びその代表者の氏名）及び住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	条 20-1-1	
	③ 申請代理人になり得ることを示す書類（代理人が申請する場合）	規 11-2-15	3
	④ 法定代理人の住民票の写し（申請者が未成年の場合）		4
②	現場責任者の職名、氏名及び住所	条 20-1-2	
③◇	特定事業区域の所在地及び面積		
③◇	特定事業を施工する事務所の所在地	条 20-1-3	
③◇	特定事業に必要な施設及び事務所の設置計画及び位置		
	⑦ 特定事業に必要な施設及び事務所の設置計画図	規 11-2-15	5
④	特定事業を行う土地の所有者の氏名（法人にあっては、名称及びその代表者の氏名）及び住所	条 20-1-4	
⑤	特定事業に用いる土砂等の主な採取場所及び数量並びに搬入及び搬出の計画	条 20-1-5	
	⑧ 搬入計画等（特定事業許可申請書別紙）	規 11-1	6
	⑨ 搬入経路図	規 11-2-15	7
⑥	特定事業を行う期間	条 20-1-6	
⑦	土砂等への廃棄物の混入の防止措置	条 20-1-7	
⑧	特定事業区域内の浸透水を採取するための措置	条 20-1-8	
	⑩ 浸透水を採取するための施設計画図	規 11-2-15	8
⑨	特定事業が施工されている間において、特定事業場以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために講ずる措置	条 20-1-9	
	⑪ 施工中の災害防止施設計画図		9
	⑫ 施工中の災害防止施設設計図	規 11-2-15	10
	⑬ 施工中の災害防止施設に係る計算書…様式に関する要綱 様式第9号、第10号		11
⑩	特定事業が完了した場合の特定事業場の構造	条 20-1-10	
	⑭ 特定事業が完了した場合の特定事業場の構造に関する図面	規 11-2-15	12
⑪	特定事業完了後の跡地に関する事項	条 20-1-11	
⑫	その他規則で定める事項	条 20-1-12	
3	許可申請書の添付書類	規 11-2	
①	申請者の住民票の写し（法人は登記事項証明書）→（2①⑦の添付書類）	規 11-2-1	13
②	特定事業区域の面積を明らかにした求積図→（2③④⑦の添付書類）	規 11-2-2	14
③①	特定事業場の位置を明らかにした縮尺5万分の1以上の図面→（2③④⑦の添付書類）		15
③②	特定事業場及びその付近の状況を示す見取図→（2③④⑦の添付書類）	規 11-2-3	16
④①	特定事業場の計画平面図（施工前の現況と完了時の状況が確認できるもの）		17
④②	特定事業場の計画縦断面図（同上）	規 11-2-4	18
④③	特定事業場の計画横断面図（同上）		19
⑤①	特定事業区域内の土地の登記事項証明書		20
⑤②	不動産登記法第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する地図に準ずる図面の写し	規 11-2-5	21
⑥①	土地の使用権原を証する書類		22
⑥②	特定事業区域内土地使用同意書…様式に関する要綱 様式第3号		23
⑥③	特定事業（一時的積事業）区域外土地使用同意書…様式に関する要綱 様式第7号	規 11-2-6	24
⑥④	土地所有者の印鑑登録証明書		25
⑦	特定事業区域内施工同意書…様式に関する要綱 様式第4号	規 11-2-7	26
⑧	特定事業区域内の表土の汚染状況についての検査関係書類		
	①（検査試料採取地点位置図）、②（現場写真）	規 11-2-8	27
	③（検査試料採取調書）…規則 別記第6号様式		
	④（検査結果を証明する書面）…その他参考様式1（P119）参照		
⑨	特定事業に用いる土砂等の量を積算した計算書→（2⑤⑦の添付書類）	規 11-2-9	28
⑩	土砂等の埋立て等の構造安定計算書	規 11-2-10	29
⑪①	擁壁の断面図		30
⑪②	擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書	規 11-2-11	31
⑫	特定事業が構造上の基準の適用除外となる行為に該当することを証する書面	規 11-2-12	32
⑬	直近3年分の財務諸表及び所得税（法人にあっては、法人税）の納税証明書		
	【法人】 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書（又は利益処分計算書）、法人税に関する納税証明書	規 11-2-13	33
	【個人】 確定申告書の写し、所得税に関する納税証明書、（青色申告）青色申告決算書の写し、（白色申告）資産に関する調書、収支内訳書		
⑭	特定事業許可申請に係る申告書…規則 別記第7号様式	規 11-2-14	34
⑮	その他知事が必要と認める書類		
	ア 特定事業計画概要書（施工計画書、工程表、特定事業に係る土地の明細表、工事の経歴等及び資金計画書、関係法令等の許認可等一覧表、納税証明書、融資証明書、残高証明書等）…様式に関する要綱 様式第8号の1～8号の7	規 11-2-15	35
	イ 特定事業場の写真		36
	ウ その他（特定事業の実施に関し必要な関係法令等の許認可等の許可書等（申請書）の写し）		37

※ 上記における①◇⑦などの記号は、P13～17に対応

○ 許可申請に必要な書類一覧（一時たい積事業）

事 項	備 考	
1 目次		1
2 一時たい積事業許可申請書…規則 別記第 8 号様式 ※①～⑫は必要記載事項	規 11-3	2
《和歌山県収入証紙》	条 37	
① 氏名(法人にあっては、名称及びその代表者の氏名)及び住所	条 20-2-1	
⑤ 申請代理人になり得ることを示す書類(代理人が申請する場合)	規 11-4-5	3
⑥ 法定代理人の住民票の写し(申請者が未成年の場合)		4
② 現場責任者の職名、氏名及び住所	条 20-2-1	
③◇ 特定事業区域の所在地及び面積		
③◇ 特定事業を施工する事務所の所在地	条 20-2-1	
③◇ 特定事業に必要な施設及び事務所の設置計画及び位置		
⑦ 特定事業に必要な施設及び事務所の設置計画図	規 11-4-5	5
④ 特定事業を行う土地の所有者の氏名(法人にあっては、名称及びその代表者の氏名)及び住所	条 20-2-1	
⑤ 特定事業区域内の表土の汚染状況についての検査結果	条 20-2-2	
⑦① (検査試料採取地点位置図)、⑦② (現場写真)		
⑦③ (検査試料採取調書) …規則 別記第 6 号様式	規 11-4-3	6
⑦④ (検査結果を証明する書面) …その他参考様式 1 (P119) 参照		
⑤ 遮断構造に関する図面	規 11-4-2	7
⑥ 一時たい積事業に使用される土砂等の搬入予定量及び搬出予定量	条 20-2-3	
⑦ 一時たい積事業の使用主砂等の搬入計画書…様式に関する要綱 様式第 11 号	規 11-4-5	8
⑦ 搬入経路図		9
⑦ 一時たい積事業を行う期間	条 20-2-1	
⑧ 土砂等への廃棄物の混入の防止措置	条 20-2-1	
⑨ 特定事業場の構造	条 20-2-4	
⑦ 計画平面図	規 11-4-4	10
⑦ 計画断面図		11
⑦ たい積土砂量計算書		12
⑦ 施工中の災害防止施設計画図		13
⑦ 施工中の災害防止施設設計図	規 11-4-5	14
⑦ 施工中の災害防止施設に係る計算書…様式に関する要綱 様式第 9 号、第 10 号		15
⑩ 特定事業区域内の浸透水を採取するための措置	条 20-2-1	
⑦ 浸透水を採取するための施設計画図	規 11-4-5	16
⑪ 特定事業に使用される土砂等について、当該土砂等の採取場所ごとに当該土砂等を区分するための措置	条 20-2-5	
⑦ 土砂等を区分するための措置の図面	規 11-4-5	17
⑫ その他規則で定める事項	条 20-2-6	
3 許可申請書の添付書類	規 11-4	
① 申請者の住民票の写し(法人は登記事項証明書) → (2①⑦の添付書類)	規 11-4-1	18
② 特定事業区域の面積を明らかにした求積図 → (2③④⑦の添付書類)	規 11-4-1	19
③① 特定事業場の位置を明らかにした縮尺 5 万分の 1 以上の図面 → (2③④⑦の添付書類)	規 11-4-1	20
③② 特定事業場及びその付近の状況を示す見取図 → (2③④⑦の添付書類)		21
④① 特定事業区域内の土地の登記事項証明書		22
④② 不動産登記法第 14 条第 1 項に規定する地図又は同条第 4 項に規定する地図に準ずる図面の写し	規 11-4-1	23
⑤① 土地の使用権原を証する書類		24
⑤② 特定事業(一時たい積事業)区域内土地使用同意書…様式に関する要綱 様式第 6 号	規 11-4-1	25
⑤③ 特定事業(一時たい積事業)区域外土地使用同意書…様式に関する要綱 様式第 7 号		26
⑤④ 土地所有者の印鑑登録証明書	規 11-4-5	27
⑥ 特定事業区域内施工同意書…様式に関する要綱 様式第 4 号	規 11-4-1	28
⑦ 構造上の基準の適用除外となる行為に該当することを証する書面	規 11-4-1	29
⑧ 直近 3 年分の財務諸表及び所得税(法人にあっては、法人税)の納税証明書 【法人】 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書(又は利益処分計算書)、法人税に関する納税証明書 【個人】 確定申告書の写し、所得税に関する納税証明書、(青色申告)青色申告決算書の写し、(白色申告)資産に関する調書、収支内訳書	規 11-4-1	30
⑨ 特定事業許可申請に係る申告書…規則 別記第 7 号様式	規 11-4-1	31
⑩ 表土の土壌検査関係書類 → (2⑤⑦の添付書類)	規 11-4-3	
⑪ 遮断構造に関する図面 → (2⑤⑥の添付書類)	規 11-4-2	
⑫ 計画平面図(たい積が最大となった場合のもの) → (2⑨⑦の添付書類)		
⑬ 計画断面図(たい積が最大となった場合のもの) → (2⑨⑦の添付書類)	規 11-4-4	
⑭ その他知事が必要と認める書類		
ア 一時たい積事業計画概要書(施工計画書、工程表、特定事業に係る土地の明細表、工事の経歴等及び資金計画書、関係法令等の許認可等一覧表、納税証明書、融資証明書、残高証明書等) …様式に関する要綱 様式第 8 号の 2～8 号の 7	規 11-2-5	32
イ 特定事業場の写真		33
ウ その他(特定事業の実施に関し必要な関係法令等の許認可等の許可書等(申請書)の写し)		34

※ 上記における①◇⑦などの記号は、P18～22 に対応

(2) 特定事業を管理及び監督する事務所が設置されること

(3) 特定事業区域内の表土（埋立て前の表土）が土壌基準に適合していること

許可の申請に当たっては、埋立て前の表土の土壌検査を実施し、その検査結果を申請書に添付する必要がありますので、土壌検査に必要な期間を見込んで申請の準備を進めてください。

条例では、検査の試料採取は、計量証明を行う者の計量管理下で行い、検査結果証明書は環境計量士が発行したものに限りとしています。試料の採取方法が不適切な場合には、検査結果を有効とみなさないことがあります。

分析機関に検査を依頼する際、土壌基準を提示し、検査項目及び検査方法に誤りのないよう注意してください。

試料の採取方法など土壌検査を実施する上での留意点は、後述第4部「資料編」の「Ⅱ. 水質検査・土壌検査における留意点」（P57、58）で確認してください。

※ なお、表土の土壌検査を必要としない場合がありますので、あらかじめ、お問い合わせください。

「土壌基準」：産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例施行規則（以下「規則」という。）第7条別表第1（第1編P38）

(4) 特定事業の完了時の土砂等のたい積の構造が、構造上の基準に適合していること

条例では、埋立て等に使用された土砂等が特定事業区域外の地域への崩落や流出等による災害の発生を防止するため、構造上の基準を規則で定めており、その基準に適合しなければなりません。

なお、特定事業を実施するために他の法令等の許認可等が必要な場合で、特定事業が規則に定める構造上の基準の適用除外となる行為に該当する場合、災害の発生を防止する措置が図られているものとして、規則で定める構造上の基準が適用されませんので、関係法令等の基準で設計を行ってください。

なお、規則第12条に規定する構造上の基準における安定計算を行う場合の計算方法や基準値等については、後述第4部「資料編」の「Ⅰ. 技術的基準」（P28～56）を確認してください。

「構造上の基準」：規則第12条 別表第4、別表第5（第1編P40、41）

「構造上の基準の適用除外」：規則第13条 別表第3（第1編P40）

「技術的基準」：後述第4部「資料編」の「Ⅰ. 技術的基準」（P28～56）

(5) 特定事業区域内の浸透水を採取するために必要な措置が図られていること

特定事業の許可を受けた後、定期的に土砂等の埋立て等に使用された土砂等の層を通過した雨水等（浸透水）を採取し、水質検査を実施する必要があります。

(6) 災害の発生を防止するために必要な措置が講じられていること

特定事業が施工されている間において、特定事業場以外の地域への崩落や流出等による災害の発生を防止するため、必要な措置を講じる必要があります。

(7) 特定事業の施工に関し的確かつ継続して行うに足る経理的基礎を有していること

(8) 申請者の欠格要件に該当しないこと

申請者がこの条例による特定事業の許可の取消処分を受けてから3年を経過しない等申請者の欠格要件に該当する場合は、許可をすることはできません。

「特定事業の許可申請に対する処分に係る審査基準」（P8～P11）で確認してください。

3 他法令等の許認可等について

特定事業の許可申請書を提出し、条例による許可を受けても、他の関係法令等の許認可等を受けていなければ、特定事業を実施することはできません。

申請の前には、事業を行う際に関係する法令等や、その許認可、届出等の要否を十分確認し、必要な手続きを済ませておいてください。

4 申請書の提出について

申請書の提出先は以下のとおりです。正本1部、副本3部を提出してください。

なお、特定事業が複数の市町村にまたがって行われる場合は、その数に応じて副本が必要となります。

事務所名等	連絡先	所管区域
県庁環境生活部 環境政策局 廃棄物対策課	〒640-8585 和歌山市小松原通 1-1 TEL：073-441-2681	
岩出保健所 (那賀振興局健康福祉部)	〒649-6223 岩出市高塚 209 TEL：0736-61-0048	岩出市、紀の川市
橋本保健所 (伊都振興局健康福祉部)	〒649-7203 橋本市高野口町名古屋 927 TEL:0736-42-5443	橋本市、かつらぎ町、 九度山町、高野町
海南保健所 (海草振興局健康福祉部)	〒642-0022 海南市大野中 939 TEL:073-483-8825	海南市、紀美野町
湯浅保健所 (有田振興局健康福祉部)	〒643-0004 有田郡湯浅町湯浅 2355-1 TEL:0737-64-1293	有田市、有田川町、 湯浅町、広川町
御坊保健所 (日高振興局健康福祉部)	〒644-0011 御坊市湯川町財部 859-2 TEL：0738-22-3481	御坊市、由良町、 日高町、美浜町、 日高川町、印南町
田辺保健所 (西牟婁振興局健康福祉部)	〒646-8580 田辺市朝日ヶ丘 23-1 TEL:0739-26-7934	田辺市、みなべ町、 上富田町、白浜町、 すさみ町
新宮保健所 (東牟婁振興局健康福祉部)	〒647-8551 新宮市緑ヶ丘 2-4-8 TEL：0735-21-9631	新宮市、那智勝浦町、 太地町、北山村
新宮保健所串本支所 (東牟婁振興局健康福祉部 串本支所)	〒649-4122 東牟婁郡串本町西向 193 TEL:0735-72-0525	串本町、古座川町
和歌山市役所 和歌山市市民環境局 環境保全部 産業廃棄物課	〒640-8511 和歌山市七番丁 23 TEL：073-435-1221	和歌山市

5 申請の手数料について

- (1) 特定事業の許可 1件につき5万5千円
- (2) 特定事業の変更許可 1件につき3万2千円

Ⅲ. 土地所有者等の皆さんへ

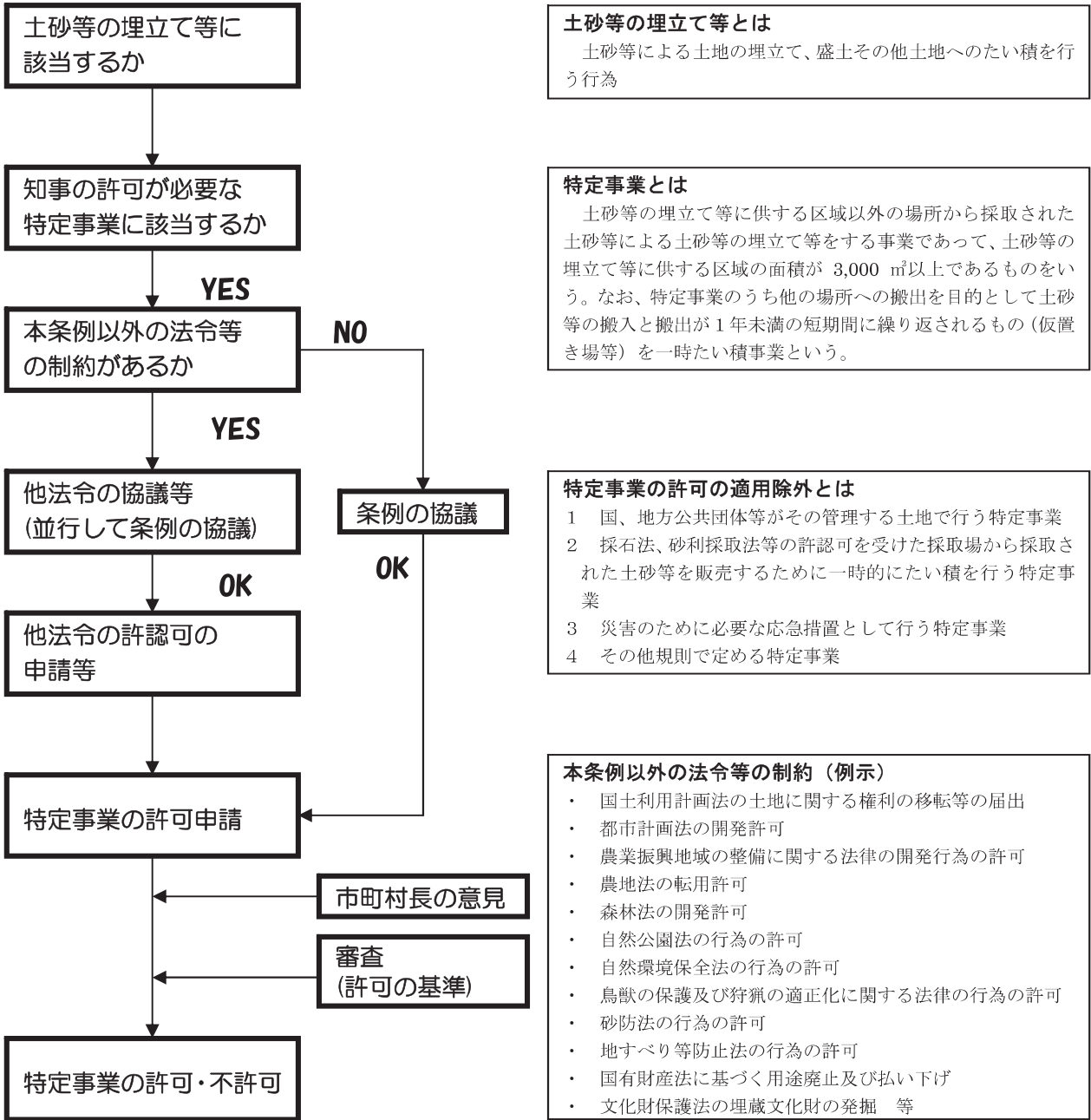
土砂等の埋立て等のために、所有地を貸したりするなど土地を提供するときには、事業者から十分な説明を受けてください。

不適正な土砂等の埋立て等が行われた場合、土地所有者も知事の措置命令や罰則の対象となる場合があります。

お知らせ

和歌山県のホームページの中で、条例の概要や許可申請の手引等について掲載してありますので、トップページから「産廃・土砂条例」「土砂等の埋立て等」などのキーワードで検索して、ご利用ください。

IV. 特定事業の許可の手続きの概要



土砂等の埋立て等とは
土砂等による土地の埋立て、盛土その他土地へのたい積を行う行為

特定事業とは
土砂等の埋立て等に供する区域以外の場所から採取された土砂等による土砂等の埋立て等をする事業であって、土砂等の埋立て等に供する区域の面積が 3,000 m²以上であるものをいう。なお、特定事業のうち他の場所への搬出を目的として土砂等の搬入と搬出が1年未満の短期間に繰り返されるもの（仮置き場等）を一時たい積事業という。

特定事業の許可の適用除外とは

- 1 国、地方公共団体等がその管理する土地で行う特定事業
- 2 採石法、砂利採取法等の許認可を受けた採取場から採取された土砂等を販売するために一時的にたい積を行う特定事業
- 3 災害のために必要な応急措置として行う特定事業
- 4 その他規則で定める特定事業

本条例以外の法令等の制約（例示）

- ・ 国土利用計画法の土地に関する権利の移転等の届出
- ・ 都市計画法の開発許可
- ・ 農業振興地域の整備に関する法律の開発行為の許可
- ・ 農地法の転用許可
- ・ 森林法の開発許可
- ・ 自然公園法の行為の許可
- ・ 自然環境保全法の行為の許可
- ・ 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の行為の許可
- ・ 砂防法の行為の許可
- ・ 地すべり等防止法の行為の許可
- ・ 国有財産法に基づく用途廃止及び払い下げ
- ・ 文化財保護法の埋蔵文化財の発掘 等

- 許可の基準**
- 1 特定事業を管理及び監督する事務所が設置されること
 - 2 特定事業区域内の表土が土壌基準に適合すること
 - 3 完了時における土砂等のたい積の構造が構造上の基準に適合すること
 - 4 特定事業区域内の浸透水を採取するために必要な措置が講じられていること
 - 5 施工中において土砂等の崩落等による災害の発生を防止する措置が講じられていること
 - 6 施工に関し的確かつ継続して行うに足る経理的基礎を有していること
 - 7 申請者が措置命令を受けて完了していない者、許可の取消しを受け3年以上経過していない者、あるいは特定事業の施工に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めに足る相当の理由がある者に該当しないこと
(一時たい積事業にあつては、上記1, 2, 4, 6, 7の他に)
 - 8 表土とたい積する土砂等が遮断される構造（遮断されない構造の場合、上記2を満たすこと）である場合、その構造が土壌汚染を防止するものであること
 - 9 施工中における構造が構造上の基準に適合するものであること
 - 10 採取場所ごとに土砂等を区分するために必要な措置が図られていること
- 構造上の基準の適用除外**
規則別表第3に掲げる行為に該当する場合、3, 5, 9は適用しない。

V. 特定事業の許可申請に対する処分に係る審査基準

○特定事業の許可申請に対する処分に係る審査基準

第1 趣旨

この審査基準は、和歌山県行政手続条例第5条の規定に基づき、申請により求められた産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例(平成20年条例第49号。以下「条例」という。)第19条に規定する特定事業の許可をするかどうかを判断するために必要な事項を定めるものとする。

第2 一般基準

次の各号に適合し、特定事業が適正かつ確実に行われるものであること。また、生活環境の保全や周辺の住民の生活の安全に配慮されたものであると認められること。

I 事業計画の确实性・妥当性

1 計画内容の具体性

特定事業に関する事業計画の内容が具体的であり、許可を受けた後、申請に係る特定事業を遅滞なく行うと認められること。

2 特定事業の施工に対する同意

特定事業区域及び特定事業に必要な施設の用に供する区域に係る土地について、施工の妨げとなる権利を有する者全員の事業の施工に対する同意を得ているか又は得ることが确实であること。

3 関係法令等の許認可等

特定事業の施工に当たり、関係する法令等による許認可等を必要とする場合には、当該許認可等を受けているか、又は受けることが确实であること。

4 申請者の信用及び資力

- (1) 申請者が、事業の経歴、法人の登記事項証明書・定款等により特定事業ができると認められること。
- (2) 申請者が残高証明、融資証明等により、特定事業に関する事業を行うのに必要な資金力を有していると認められること。
- (3) 資金の調達が自己資金、借入金以外の方法で行われる場合にあつては、用地費及び防災施設の設置費用等土砂等の埋立て等を行うまでに必要な準備経費と同程度の金額について、資金の証明がなされていること。

5 計画の期間

特定事業に関する事業計画が大規模であり、長期にわたるものについては、全体計画との関連を明らかにした上で、許可の申請を行うこと。

II 周辺的生活環境の保全、住民の生活の安全への配慮

- 1 公共施設・店舗等不特定多数の住民が利用する施設や住宅等の近接地で特定事業を行う場合には、土砂等の埋立て等の施工及び運搬車両の通行に伴う生活環境の支障(騒

- 音、振動、粉じん等)に配慮し、必要な措置が講じられていること。
- 2 特定事業場内で、休日・夜間等における事故を防止するための措置が必要に応じて講じられていること。
 - 3 特定事業区域及び特定事業に必要な施設が、他人の土地との境界に接する場合には、必要に応じ隣接地及びその境界を保全するための措置が講じられていること。

第3 条例第22条(許可の基準)関係

次の各号に全て適合していると認められること。

I 条例第22条第1項(特定事業)

- 1 特定事業を管理及び監督する事務所が設置されること。
ただし、特定事業場内又は同一市町村内に既に設置されている事務所が施工を管理する事務所として利用される場合には、この限りでない。
- 2 特定事業場内の表土が土壌基準(別記1)に適合する土砂等であること。ただし、表土について土壌検査をする必要がないと知事が認める場合(別記2)は、この限りでない。
- 3 特定事業が完了した場合において、当該特定事業に使用された土砂等のたい積の構造が、特定事業区域以外の地域への当該土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないとして定める「第4 構造上の基準」に適合するものであること。
ただし、別記3に掲げる行為については構造上の基準を適用しない。
- 4 特定事業区域内の浸透水を採取するために必要な措置が図られていること。
- 5 特定事業が施工されている間において、特定事業場以外への地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が図られていること。ただし、別記3に掲げる行為については構造上の基準を適用しない。
- 6 特定事業施工に関し的確かつ継続して行うに足りる経理的基礎を有していること。
- 7 申請者が次のいずれにも該当しないこと。
 - (1) 条例第17条第2項若しくは第3項、第18条第3項又は第35条第1項若しくは第2項の規定により命令を受け、必要な措置を完了していない者…①
 - (2) 条例第34条第1項各号(第7号を除く。)の規定により許可を取り消され、その取消の日から3年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る和歌山県行政手続条例第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められるものを含む。以下同じ。)であった者で当該取消の日から3年を経過しないものを含む。)…②
 - (3) 条例第34条第1項の規定により特定事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者…③
 - (4) 特定事業の施工に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足り

る相当の理由がある者として次に掲げるもの

- イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者…④
 - ロ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第31条第7項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者…⑤
 - ハ 土砂等の埋立て等を行うに際し、廃棄物処理法第16条の規定（投棄禁止）に違反し、同法の許可を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者…⑥
 - ニ 土砂等の埋立て等に関係する法令等の規定に基づく行政庁の命令に違反している者（ただし、①及び③を除く。）…⑦
 - ホ 土砂等の埋立て等に関係する法令等に係る違反を繰り返し、行政庁の行政指導が累積しており、生活環境の保全又は住民の生活の安全の確保上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる状態のまま放置している者…⑧
 - ヘ その他特定事業の施工に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる①から⑧までに掲げる者と同程度以上の理由があるもの…⑨
 - ト 未成年者である場合においては、その法定代理人が①から⑨までのいずれかに該当する者…⑩
 - チ 法人である場合においては、その役員又は使用人のうちに①から⑨までのいずれかに該当する者のあるもの…⑪
 - リ 個人である場合においては、使用人のうちに①から⑨までのいずれかに該当する者のあるもの…⑫
 - ヌ 申請者を除く次に掲げる者のうちに①から⑨までのいずれかに該当する者のあるもの…⑬
 - a 申請者と商法上の親会社又は子会社の関係にある法人
 - b 申請者（法人にあってはその代表者）が代表者である法人（ただし、実質的に同一主体であると認められる場合に限る。）
 - c 申請者（法人にあってはその代表者）の配偶者若しくは二親等内の親族又はこれらの者が代表者である法人（ただし、実質的に同一主体であると認められる場合に限る。）
- 注1 ⑥は平成18年4月1日以降に行われた許可の取消しについて適用し、⑧又は⑨は、特定事業の許可申請時の状態が⑧又は⑨である場合に適用する。
- 注2 ⑪及び⑫の使用人は、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者である者とする。
- α 本店又は支店（商人以外の者にあっては、主たる事務所又は従たる事務所）
 - β αに掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、特定事業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

II 条例第22条第2項（一時たい積事業）

- 1 特定事業を管理及び監督する事務所が設置されること。
ただし、特定事業場内又は同一市町村内に既に設置されている事務所が施工を管理

する事務所として利用される場合には、この限りでない。

2 特定事業区域内の表土が土壌基準（別記1）に適合する土砂等であること（特定事業区域内の表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合にあっては、その構造が当該特定事業による土壌の汚染を防止するものであること。）。

ただし、表土について土壌検査をする必要がないと知事が認める場合（別記2）は、この限りでない。

3 特定事業場の構造が、特定事業場以外の地域への当該土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないとして定める「第4 構造上の基準」に適合するものであること。ただし、別記3に掲げる行為については構造上の基準を適用しない。

4 特定事業区域内の浸透水を採取するために必要な措置が図られていること。

5 特定事業に使用される土砂等について、当該土砂等の採取場所ごとに当該土砂等を区分するために必要な措置が図られていること。

6 特定事業施工に関し的確かつ継続して行うに足りる経理的基礎を有していること。

7 申請者が第3のIの7の(1)から(4)までのいずれにも該当しないこと。

第4 構造上の基準（規則第12条 別表第4・第5）

P28～56参照

特定事業場の構造は、次の各号に適合するものであり、別に定める技術的基準に準拠したものであること。

I 特定事業 (略) → (第1編P40参照)

II 一時たい積事業 (略) → (第1編P41参照)

別記1 (略) → (第1編P38参照)

別記2

表土について土壌検査をする必要がない場合

- 1 採石法に基づく許可を受けた採取計画に従って採取を行った採石跡地で土砂等の埋立て等を行う場合で、地盤が岩である場合の表土の土壌検査
- 2 砂利採取法に基づく認可を受けた採取計画に従って採取を行った採取跡地である場合の表土の土壌検査
- 3 特定事業区域の表土がコンクリート等で被覆されている場合の表土の土壌検査
- 4 その他知事が表土について土壌検査をする必要がないと認めた場合

別記3 (略) → (第1編P40参照)